

## 社会福祉法人千曲市社会福祉協議会地域福祉振興基金設置規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会地域福祉振興基金（以下「基金」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設置目的)

第2条 この基金は、千曲市における地域福祉活動の推進を図ることを目的として設置する。

### (基金の額)

第3条 基金の額は、2億円とする。

### (積み立て)

第4条 基金の積み立ては、補助金及び寄付金等をもって行うものとする。

### (管理)

第5条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

### (基金による事業)

第6条 基金の運用から生じる益金（以下「運用益」という。）は、地域福祉活動の推進費にあてるものとする。ただし、会長が特に必要と認める場合は、基金をもって行うことができる。

### (運用益の処理)

第7条 運用益は、一般会計予算に計上して、目的達成のために使用する。ただし、第3条の額に達するまでは、当該基金に積み立てることができる。

### (補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(H25.4 改正第1号)